

※リリース日程、バージョン番号は予定です

7月	8月	9月	10月	11月
▲V7.0.220リリース	▲V7.0.230リリース	▲V7.0.240リリース	▲V7.0.250リリース	
<p>●令和元年10月以降の医療保険訪問看護スケジュールが、正しく登録できるようになります。</p> <p>●令和元年10月以降の日常生活支援総合事業 単位数表マスタが保険者より公開されたら、必ずファーストケアへ取り込んでください。 単位数表マスタの公開時期と公開方法は、各保険者へご確認ください。</p> <p>●福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧(令和元年10月)を取り込んでください。 また、福祉用具貸与品情報 簡易登録機能を使い、10月以降に貸与価格を変更する貸与品の福祉用具貸与品情報を登録できるようになります。</p> <p>●保険外サービス 簡易登録機能を使い、令和元年10月以降に料金が変わる保険外サービス(食事や居住費…など)を登録できるようになります。</p> <p>●高齢者住宅は食費が軽減税率の対象となり、事前に軽減税率の対象とする食事やその計算方法を重要事項説明で記載が必要となる場合があります。下記、全国有料老人ホーム協会HPで詳しく説明されているので、ご確認ください。対象とする食事や計算方法が事前に検討されていると、ファーストケアの保険外サービスへの登録が円滑に行えます。 全国有料老人ホーム協会 2019.04.11 「消費税軽減税率制度」説明資料について https://www.yurokyo.or.jp/news_detail.php?c=3&sc=15&id=2148</p> <p>●令和元年10月以降の利用者請求書・領収書の新レイアウトを発表します(PDFでご提供予定)。</p> <p>●令和元年10月以降の介護保険スケジュールが、正しく登録できるようになります。 (介護報酬単位数の改定、特定処遇改善加算の登録など)</p> <p>●令和元年10月以降の国保連請求、利用者請求、売上データCSV出力等が正しくできるようになります。</p>				